

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第2回 都市計画税制審議会
開 催 日	令和7年9月12日（金）午前10時30分から午後0時10分まで
開催場所	白岡市コミュニティセンター 集会室1・2
会長等	会長 坂巻 仁志 、 副会長 真鍋 陸太郎
出席者の氏名・出席者数	・ 1号委員 石塚 茂、森田 秀幹、黒須 誠、松村 房美、佐々木 操 ・ 2号委員 細井 盛賢、真鍋 陸太郎、井上 由香、高瀬 勉、松原 功、 諸岡勇一郎 ・ 3号委員 公平 雅俊、岸 幹夫、坂巻 仁志 （合計：14人）
欠席者の氏名・欠席者数	齋藤 一 （合計：1人）
市出席者の職・氏名	経営企画部長 神田 正、上下水道部長 内田 学 企画政策課：課長 小林 知史、課長補佐 中野 立士、主査 吉野 大輔 主任 土屋 由香 財 政 課：課長 吉田 恭久、主査 野本 有慈 税 務 課：課長 大瀧明志、主査 齋藤 勝、主査 鈴木 陽子 街づくり課：課長 佐々木 雅美、主幹 齋藤 慎一 道路課：課長 大久保 秀樹、課長補佐 大山 武士 上下水道課：課長 安藤 勝 経営課：主査 井上 和也
事務局職員の職・氏名	企画政策課 課長 小林 知史、課長補佐 中野 立士、主査 吉野 大輔 主任 土屋 由香

配布資料	・ 次 第 ・ 第 2 回 白岡市都市計画税制審議会 会議資料 ・ 【参考資料】都市計画事業費等と都市計画税の充当状況 (第 1 回都市計画税制審議会資料) の補足資料 ・ 【参考資料】埼玉県内市町村 都市計画税率推移 ・ 【参考資料】昭和 5 2 年 都市計画税導入時の諮問書及び答申書 ・ 【参考資料】平成 2 9 年 宮山団地地区課税時の諮問書及び答申書
------	---

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	1 開会 開会宣言 傍聴者なしを報告
坂 巻 会 長	2 会長あいさつ 【坂巻会長あいさつ】
事 務 局	それでは、改めまして委員の皆様を紹介させていただきます。 【名簿順に事務局で委員を紹介する】 続きまして、職員の紹介をさせていただきます。 本日は、事務局でございます経営企画部企画政策課のほか、諮問案件関係課でございます、経営企画部財政課、総務部税務課の職員、また、都市計画事業及び土地区画整理事業の関係課として、都市整備部街づくり課、道路課、上下水道部経営課、上下水道課の職員も出席しております。 ただいまの委員の出席状況を申し上げます。 ただいまの出席状況は、委員１４名でございます。 したがいまして、白岡市都市計画税制審議会条例第５条第２項の規定による定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしますことをご報告いたします。 続きまして、資料の確認をさせていただきます。 配布資料につきましては、事前に送付させていただいております「配布資料一覧」のとおりでございます。 不足している資料などはございませんでしょうか。 それでは、白岡市都市計画税制審議会条例第４条第２項では、会長が会務を総理するとございますので、議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

	3 議事 都市計画税の賦課のあり方及び適正な都市計画税率について
坂巻会長	それでは、暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。 委員の皆様には円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。 それでは、議事に入ります。「都市計画税の賦課のあり方及び適正な都市計画税率について」、事務局からの説明をお願いします。
事務局	【事務局 説明】
坂巻会長	事務局からの説明が終了いたしました。 それでは、ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。
A 委員	前回の会議で、今後、農業集落排水事業の区域が公共下水道に接続する予定であるということで、当該区域に対して都市計画税を課税することを検討しているかと質問したところ、農業集落排水事業区域の方は、分担金を多く負担しているというお話がありました。一方、市街化区域の方は、公共下水道を接続する際に、受益者負担金を支払っています。農業集落排水事業区域の方は、市街化区域の方よりも、そんなに多く分担金を支払っているのでしょうか。
市説明者	農業集落排水事業区域に都市計画税を課すかどうかについては、今後検討することになります。その上で、農業集落排水事業区域と公共下水道区域では、前提条件が違う側面があるというお話を前回の会議でさせていただいたところです。
B 委員	参考資料の充当状況の補足資料について、令和6年度の財源内訳の欄に、決算額に含まれない繰越額とありますが、どのようなものでしょうか。
市説明者	こちらの資料は、前回の会議で神奈川県秦野市の決算の表記が分かりやすいというご意見をいただき、参考にして作成したものです。 決算額の欄は、歳出の決算額を記載しており、一方で財源内訳の欄には、歳入の決算額を記載しております。

C 委員	令和 6 年度の土地区画整理事業につきましては、歳出額約 3 億円に対しまして、国庫補助金が約 6 千万円、地方債が約 8 千万円、市からの繰り出し金に相当する一般財源が約 2 億円ありますので、歳出よりも歳入が上回るため、歳出と歳入を合わせるため、マイナスの表記をしております。 基本的に市の会計ごとの決算は、歳出額よりも歳入額が上回るようになります。この歳出額より上回った歳入額は翌年度に繰り越すことになります。 参考資料の都市計画税の充当状況の補足資料を見ますと、一般財源が大きな割合を占めています。 都市計画税が目的税であるという原則からすると、他の市町は、都市計画税率を見直して、適正に徴収しているように感じます。 公共下水道や街路などについては、整備したものは必ず維持管理するための費用が必要になってきます。 公共下水道については、当初整備してから約 50 年が経過します。公共下水道の管路の耐用年数を考えた場合に、改修していく必要があります。そのようなことも見込んで審議していくべきではないかと思えます。 市が街づくりを進めていくための財源というのは、国庫補助金などもありますが、基本的には税であると思えます。 これらを踏まえまして、下水道管路の耐用年数と着工してからの年数を教えてください。
市説明者	下水道管路の耐用年数は、50 年とされています。 本市の下水道につきましては、昭和 50 年から整備を開始して、耐用年数を迎える管が出始めてきている状況です。 市全体の下水道の延長につきましては、約 144 km あり、その内耐用年数を迎える管は、約 3% になります。
C 委員	今後、耐用年数を迎える管も多くなることが予測されます。下水道は、生活に密着しているものなので、生活を続けながら、工事をしていくとなると相当な費用がかかると思われます。 一般会計からの持ち出しが多いということは、市街化区域内の都市計画施設ができる地区と市街化調整区域で都市計画施設などができない

D 委員	地区があるということを考慮して、住民の平等感も踏まえて検討していくべきだと思います。 今日で方向性を出すとなると、現在の 0.1%の税率を 0.2%や 0.3%に設定する根拠というのは、資料でいうと充当率ということになってくるのでしょうか。
市説明者	税率をどのくらいの水準にするのが適切か検討する上での、参考となるものが、「第 2 回都市計画税制審議会会議資料」の 2 ページの「都市計画税事業費等と都市計画税の充当見込み」という表にある充当割合の数値になります。 令和 7 年度で充当割合は、約 32%という状況です。仮に税率を 0.2%にしますと充当割合が約 64%、0.25%にすると約 80%になります。この充当割合が、どの程度が適切なのかについてご検討いただきたいと考えております。
E 委員	資料の都市計画事業等の見込み額については、令和 11 年度まで示されていますが、白岡駅東部中央土地区画整理事業については、令和 21 年度までの計画となっています。 また、街路事業については、令和 4 年度から令和 6 年度を見ると、国庫補助金など年度により、幅があります。 今後の土地区画整理事業や街路事業について、どのように見込んでいるのか教えてください。
市説明者	令和 21 年度まで清算金の徴収期間となっております、工事につきましては、令和 13 年度の完了を目標に事業を進めているところです。
E 委員	白岡駅東部中央土地区画整理事業については、令和 13 年度以降は、今のところ白岡市内では、土地区画整理事業に関する事業費はないという想定でよろしいでしょうか。
市説明者	令和 13 年度以降の土地区画整理事業の予定ですが、土地区画整理事業につきましては、換地処分という町名地番を変更することが必要になりますので、令和 16 年度までは、そのための測量事業などを行う予定です。

E 委員	土地区画整理事業については、今後、新たな都市計画決定をしない限り、令和１６年度以降は、大きな費用はかからないという理解でよろしいでしょうか。
市説明者	新規の土地区画整理事業として、土地利用の調整を行っている地区がありますが、今のところ不明瞭な状況です。
E 委員	土地区画整理事業については、分かりました。 街路事業については、年度により事業費の幅があるというのは、どのように見込んでいるのでしょうか。
市説明者	資料中の街路事業につきましては、都市計画道路白岡駅西口線の事業費を記載しております。こちらの事業につきましては、令和１３年度の開通を目標に事業を進めているところです。 当該事業以外にも市街地において整備が必要な街路がありますので、街路事業については、今後も継続して事業費は必要になってくるものと認識していただければと思います。
E 委員	令和５年度の国庫支出金と地方債が多くなっていますが、大きな事業があったのでしょうか。
市説明者	市としても、可能な限り国庫補助金を活用して事業を進めていきたいと考えていますが、年度により国庫補助金が市の要望通り交付されたり、交付されなかったりということがありますので、年度により国庫支出金に幅が出ている状況です。
E 委員	基本的には、市として事業を予定しておいて、国庫補助金が多く交付される際には、道路整備を多く進めていくということで理解しました。
市説明者	街路整備を予定している箇所によっては、国庫補助金の交付が少なかったとしても、市の一般財源を多くしてでも、当該年度に工事を完了しなければならない場合もありますが、基本的には、できるだけ国庫補助金を活用して事業を進めていきたいと考えています。
A 委員	充当割合については、これまでの資料を見ると、令和４年度から令和

市説明者	11年度まで、約31%から35%くらいの割合で変わりはない訳です。 公共下水道については、今後、多額な費用がかかるということは、誰もが分かっていることだと思うのですが、少なくとも令和11年度までは、そのような費用は見込まれていません。 充当割合が変わっていない、今の時期に、なぜ都市計画税率の見直しをするのか。例えば、税率を上げるとなった場合に、なぜ上げるのか。将来、公共下水道に多額な費用がかかるだろうということで上げるのか。どのような理由で検討が始まったのか説明をお願いします。 都市計画税率が0.1%で、他の市町に比べて最も低い税率であるということについては、市としては、見直しの必要があるということで課題として認識していました。 近隣市町と合併が検討された際にも検討はされましたが、具体的な見直しには至らなかったものです。 市として、都市計画事業は継続的に実施してきましたが、都市計画税率が0.1%で、低い充当割合ということで、公共下水道事業なども、今後、継続して事業費がかかる中で、財源についても再検討する必要が生じてきたところです。 また、行財政改革などを行う中で、これまで課題として積み上がってきたものを、再検討する時期に来たということで、市の内部で検討を進めてきたところです。
A 委員	充当割合が低いというお話がありましたが、大変重要なことだと思います。 30%を超える充当割合というのが、都市計画税の充当割合として、低いのかどうかというのが、県内市町村の税率の資料はありますが、分かりません。 市によっては、充当割合が50%のところもあれば、10%くらいのところもあると思います。 市として、現在の充当割合が低いというのであれば、目指している充当割合というのがあるのではないのでしょうか。
市説明者	委員ご案内のとおり、埼玉県内の市町の都市計画税率の推移につきましては、参考資料として提示させていただいたところです。 一方で、各市町の都市計画税の充当割合につきましては、都市計画事

A 委員	業の詳細な内容などが公開されていないこともありまして、お示しできない状況です。 都市計画税の充当割合が約 30%というのが低いと言えるのかということにつきましては、目的税として都市計画税の制度がありながら、都市計画事業等について、一般財源を約 70%充てなければならない状況というのは、市としては充当割合が高いといえる状況ではないと考えております。 都市計画事業費というのは、都市計画税と一般財源だけではなく、国庫補助金や地方債もある訳です。また、地方債を償還する際には、交付税措置もある訳ですので、今の説明ですと、都市計画事業費が全て都市計画税と一般財源で成り立っているように聞こえます。 一般財源を約 70%充てるというのも、都市計画事業費全体の 70%ではない訳で、説明が不正確なような気がします。 これまで約 50 年、おそらく充当割合が 30%近くでやってきて、市としては、前々から課題を持っていたということですが、平成 29 年度に市街化調整区域の宮山団地地区に都市計画税を課税するかについて、都市計画税制審議会が開催されていますが、この時には税率については、議論されなかったのでしょうか。
市説明者	平成 29 年度の都市計画税制審議会では、市街化調整区域の宮山団地地区について、公共下水道の供用に伴い課税するかどうかについて諮問したものでして、税率については審議されておられません。
F 委員	都市計画税の充当割合が約 30%とのことでしたが、例えば充当割合が 50%になった場合には、どのような不都合があるのでしょうか。 また、蓮田市の税率は、白岡市と同じ 0.1%ですが、今後、蓮田市が税率を変更するというような予定があるのでしょうか。
市説明者	都市計画税の充当割合が大きくなることについては、都市計画税の本来の目的が果たせるものと考えており、特に不都合などが生じることはありません。 蓮田市の検討状況については、申し訳ありませんが、把握していません。

F 委員	蓮田市の動向をお伺いした理由は、市外から白岡市に転入される方が、税率が蓮田市と比較して、高いということで敬遠してしまうということが危惧されたからです。 都市計画税率が低いといことは、アピールできると思います。他の市町が0.2%だからといって合わせる必要はないと思います。 参考資料の昭和52年の答申書の中にも、蓮田都市計画事業に連帯する市町に十分協議の上ということが書かれているので、蓮田市と時期を合わせることも検討してもいいのではないかと思います。
G 委員	都市計画事業費等の今後の見込みにおいて、土地区画整理事業は、白岡駅東部中央土地区画整理事業だと思いますが、移転補償費等の事業費のピークは、令和7年度、令和8年度辺りという理解でよろしいですか。
市説明者	令和7年度及び令和8年度の事業費が多くなっているのは、駅前の都市計画道路である白岡駅東口線の整備を令和8年度の開通を目指して進めているためで、移転補償費と工事費が多くなっているという状況です。
G 委員	歳入に関連する話として、土地区画整理事業であれば、仮換地に伴いみなす課税に切り替わると思うのですが、そうすると税收もかなり上がると思われます。 また、用途地域の変更もあるような話を聞いていますが、仮換地に伴うみなす課税と用途地域の変更による税收の変化というのは、どのように見込んでいますか。
市説明者	白岡駅東部中央土地区画整理事業地内において、街路整備がされて整った街区におきましては、減歩後の面積での評価額に基づく、いわゆる、みなす課税を令和6年度から実施しています。 令和6年度の決算でいいますと、みなす課税をすることにより、固定資産税と都市計画税合わせて、税收が数百万円上がっているような状況です。
市説明者	白岡駅東部中央土地区画整理事業の区域につきましては、平成6年に用途地域の変更を行っておりまして、事業の進捗に伴いまして、平成12年に再度、変更を行っております。

	白岡駅東口地域において、用途地域の変更は予定しておりません。
G 委員	白岡駅西口の街路事業の整備により、用途地域を変更する予定はありますか。
市説明者	白岡駅西口につきましては、都市計画道路の整備を進めておりまして、駅前広場につきましても一部改修を予定しています。 現況ですと商業地域という用途地域が広く指定されていますが、将来的には、都市計画道路を中心として、用途地域も再検討していきたいと考えています。
B 委員	昭和52年の答申書において、「税率については、とりあえず最小限の税率にする」と記載がありますので、今更ですが、5年や10年のスパンで見直しを検討すべきだったと思います。 市としても財政が厳しいので、税率を上げること検討していると思うのですが、単に人口規模に近い市町村に合わせるのではなく、埼玉県内に限らず、白岡市と性質が似た市町村を参考にして、税率を決めるべきではないかと思います。 総合振興計画は10年計画で、5年ごとに見直しがありますので、そのタイミングで都市計画税率についても検討してもいいのではないかと思います。 昭和52年から税率の見直しを行ってこなかったということなので、今後は、定期的に見直しをした方がいいと思います。 物価が上昇していて、市民生活にも影響があると思うので、税率を上げるにしても、段階的に上げるなどの配慮をした方がいいと思います。 市制施行した際にも、市街化区域内の農地の固定資産税は、段階的に上げており、他の自治体の税率の推移でも、段階的に上げている例も見受けられます。
D 委員	都市計画税の収入額について、令和7年度を例にとると、約1億7,800万円で、税率が0.2%になると約3億5,000万円で、0.3%になると約5億3,000万円になり、充当割合でいうと約30%が、0.2%だと約60%になり、0.3%だと約100%というように上がっていくと思うのですが、最終的に税率を決めるための充当割合というのは、どのくらいの水準を目指しているのでしょうか。議会に対しては、どのよ

	うな数字で上程する予定なのか、単刀直入にお伺いします。
市説明者	市として、明確に充当割合がどの程度が妥当であるということは定めていない状況ですが、おおむね 6 割から 8 割程度が妥当ではないかと考えているところです。
D 委員	おそらく、何をもって、税率を 0.2%や 0.3%にしたのかということが、市民への説明として問われるところだと思いますので、整理をしておいた方がいいと思います。
H 委員	白岡市は、蓮田市と蓮田都市計画区域ということで、都市計画を進めるに当たっては、一体的に考えていくことになりますが、予算については、それぞれの自治体ごとになるので、都市計画税の税率を合わせるとことは難しいのかなと思います。 今回、おそらく、財政状況が厳しいということで、税率を上げたいということであると思うのですが、都市計画事業が、今後どのような事業があって、どのような進捗状況で、それに伴って、都市計画マスタープランなどの将来を見据えて、どのくらいの税率が適正であるのかということになってくるのだと思います。 街路事業も未整備の路線があり、下水道事業の進捗や今後の見通しなども含めて、どの辺の税率を狙っているのかを示していただけるといいのかなと思います。
坂巻会長	全体のご意見として、充当割合の議論がありましたが、どのくらいの水準が妥当なのかということが、私も懸案であると考えていまして、事前に事務局とお話をさせていただいたところです。 審議会としては、答申としてまとめていく中で、審議会の考えがそのまま税率に直結するということではなく、議会に諮るための参考や指針となるものであると理解しています。 答申書をまとめるに当たり、たたき台のようなものが必要ではないかと思い、事務局に、答申の骨子となるようなものを用意してほしいということをお伝えしましたので、配布させていただきます。 あくまでも参考ということで、ご覧いただき、ご意見をいただきたいと思います。 先ほどから、ご意見をいただいております都市計画税の充当割合につ

A 委員	いても、約7割ということで示されております。 答申案については、税率を示すのではなく考え方を示すというような記載もありますが、ある程度の幅を持たせて数字は示した方がいいのではないかと思います。 根拠が必要ではないかというご意見もありましたが、充当割合というのは、1つの目安になるかもしれません。 たたき台のたたき台というイメージですので、付け加えていただくことなどがありましたら、ご意見をお願いします。 ご意見の中でも納税者からすれば、税率を上げるのはどうなのかということもありますし、今後の都市計画事業などの展開も含めると税率を上げるということも一理あるなとも思う訳ですけど、都市計画税の充当割合についても、3割が低いのか、7割で十分なのかということについても、他の自治体の状況が分かればいいのですが、公開できないというところがあり、難しいということです。 今回の一番の肝は、税率を上げるかどうかという点と、上げるとしたら、どのくらいが目安なのかということを審議会として答申で示すことではないかと考えているところです。 都市計画税の充当割合については、インターネットでも公表されている市もありまして、蓮田市は10%くらいで、多いところは100%のところもあります。 全部の自治体を羅列したとしても、いろいろな数字が出てくるので、決めきるのは難しいと思います。 市の考え方で、どのくらいの率が適切なのか示していただくしかないのかなと考えます。 参考資料として、他の自治体の充当割合も調べられない数字ではないので、示していただいてもいいのかなと思います。 税率を上げるにしても、税金は公平に負担するから、住民は支払ってくれる訳ですので、不公平であれば不満の声が出てくると思います。 市街化調整区域である宮山団地地区では、都市計画税を納めていただいている、農業集落排水事業区域が公共下水道に接続した際に都市計画税を課すかどうかについて、方向性が見えていないというのは問題ではないかと思います。市である程度の方向性を持って、今回の答申を出していくべきではないかと思います。
------	---

市説明者	様々なご意見、ご質問をいただきありがとうございます。 農業集落排水事業についてですが、市街化調整区域で公共下水道のように処理場を作って運営しておりますが、市の一般財源からの繰り出し金が増えており、運営が非常に厳しい状況です。今後、処理場の更新なども必要であり、市全体として考えた時に、公共下水道に接続をした方が全体の経費削減が図られるということで、公共下水道への接続を進めております。 農業集落排水事業区域に都市計画税を課すかどうかについては、今回の審議とは別に、必要が生じた場合、公共下水道に接続する時期が来ましたら、改めて検討させていただきたいと考えております。 都市計画事業費については、国庫補助金を積極的に活用するとともに、世代間の負担を考慮し、地方債を借り入れ、残りを都市計画税と一般財源で充当しております。現在、都市計画税の充当割合が3割から4割ぐらいで、都市計画事業に多くの一般財源が充てられている状況です。 市の財政状況としては厳しい状況にあり、都市計画事業以外にも、生活道路や公共施設などのインフラ施設の老朽化が進んでおり、国庫補助金や一般財源で対応していく必要があります。 このような状況の中、都市計画事業につきましては、法律で0.3%を上限に都市計画税を課税し、充当することができるとされております。 白岡市では、47年間、0.1%のままの税率で、見直しがされてこなかったことから、今回、ご審議いただいているものです。 今回、税率を上げるにして、上げないにしても理由はしっかりと説明をしていかなければならないと考えています。 各自治体の充当割合につきましても、できるだけ資料としてお示しできるようにしたいと思います。 埼玉県内では、白岡市と蓮田市が、0.1%で市の中では、一番低い状況です。市としては、近隣市町の税率を考慮しても0.2%は必要であり、充当割合についても、指標などはありませんが、7割程度は必要ではないかと考えているところです。 市民に負担をお願いすることですので、引き続き、慎重なご審議とご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
H 委員	答申骨子案の中に都市計画税の充当割合は、70%以上が望ましいとあり、その後に「都市計画事業等の状況により、充当率が変わることが想

市説明者	定される」とありますが、この充当率は、70%という理解でいいですか。 現在が、約 30%から 40%ですから、70%くらいの水準が望ましいのではないかと考えておりまして、今後の都市計画事業の状況により、充当割合が変化するのであれば、それに合わせて税率も検討が必要ではないかと考えています。
F 委員	資料を見ると、都市計画税の充当割合を上げたい、そのために税率を上げるとというのが、前提として出されてしまったように感じます。 住民からすると、都市計画税の充当割合を上げて、一般財源が少なくなった分は、市庁舎の改築の方に充てられるのかなと思ってしまいます。 物価が上がっている中で、モデルケースを見ても、0.1%から 0.2%に上がった場合でも、市民の負担は大きいと思いました。 都市計画税率を上げることは、既に決まっているのかなという印象を受けました。
坂巻会長	この資料は、あくまで事務局の方で案を出してもらっているので、上げないという選択肢もあるかもしれませんし、やはり状況を見ると上げるのが適当であるというのも、どちらの意見もあり得ると思います。 答申としてどのようにまとめるかについては、今後、決めていくことになると思います。 ご意見の中にもありましたが、なぜこのタイミングで税率を見直すのかということについては、市民の方も疑問に感じると思いますので、議会でも検討していただきたいと思います。
市説明者	議会の方でも、都市計画税に関する質問がありまして、議員からも今回の火災があったから、都市計画税を見直すのかというご質問をいただきました。 議会においても、お答えさせていただきましたが、今回の都市計画税の見直しは、火災とは全く関係なく、市の中で検討しておりました。 市庁舎の火災につきましては、災害復旧事業債という地方債の借り入れと、火災保険を財源として考えております。火災保険につきましては、現在、算定中で金額については未確定な部分もあります。 白岡市の庁舎は、平成4年に建てまして33年が経過していますが、

	財政状況が厳しく、２０年や３０年で大規模改修をするべきところ、行ってこなかったという事情があります。 約２年前に久喜市の庁舎において、設備改修などをせずにトイレが１年間使えなくなるという事態がありまして、白岡市でも緊急に調査をして、大規模改修をやるという方針になりました。 非常に多額の費用がかかるため、５年間で約４０億円程度の想定で大規模改修を行おうとしていた矢先に火災が発生してしまいました。 これから市庁舎の改修を行っていきますが、大規模改修で想定していた４０億円を超えない範囲で、復旧復興を進めていきたいと考えております。当初の大規模改修の計画では、職員が庁舎で業務を行いながら、５年間をかけて行う予定でしたが、職員は仮のプレハブ庁舎で業務を行うこととなりますので、工事の期間も短縮できるものと考えております。 いずれにしても、今回の都市計画税の見直しと市庁舎の火災は、関連はありませんので、ご理解いただきたいと思います。このことは、議会でも答弁をさせていただいております。
E 委員	答申案の文言については、事務局で考えていただいて、適切な表現にさせていただくということによろしいですか。
市説明者	答申案の文言については、骨子案の表現をベースに作成させていただく予定です。
坂巻会長	答申骨子案につきましては、参考にさせていただいて、皆さんの方でもご検討いただき、次回の会議で審議を進めていきたいと考えております。 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。 委員の皆様の円滑な議事運営に対するご協力に感謝いたします。ありがとうございました。 これを持ちまして、議長の職を解かせていただき、進行を事務局にお返しいたします。
事務局	７ 閉会 ありがとうございました。事務局から事務連絡をさせていただきます。

I 委員 事務局	第3回の審議会は、10月8日の水曜日、午前10時30分から白岡市コミュニティセンターで開催を予定しております。 また、答申案につきましては、事務局で作成し、次回の会議までに事前に委員の皆様へ送付させていただきます。 第1回の議事録につきましては、ホームページに公開されていませんが、確認させていただくことはできますか。 近日中にホームページに掲載するとともに、次回会議までに第1回議事録についても、会議資料と合わせて送付させていただきます。 これをもちまして、第2回白岡市都市計画税制審議会を閉会いたします。
------------------------	---